

区 分	事 業 名	種別	決算額	財 源 内 訳	
				特定財源	一般財源
総 務 費	市民サービスセンター設置費	単	2,715		2,715
	市民サービスセンター開設事業費 (合併補助事業)	補	5,431	5,430	1
民 生 費	福祉基金事業費	単	2,141		2,141
	障害者外出支援事業費	単	4,086		4,086
	福祉灯油事業費	県	18,303	8,755	9,548
	軽度生活援助事業費	単	7,299	1,304	5,995
	緊急通報装置整備事業費	単	5,027		5,027
	ふれあい安心電話事業費	単	2,868		2,868
	敬老会費	単	5,318		5,318
	福祉医療制度（市単独）	単	5,821		5,821
	老人保健医療制度	単	605,036		605,036
	後期高齢者医療制度	単	18,209		18,209

事業説明		
開設場所：ジャスコ能代店3階 開所時間：午前10時30分～午後7時 休所日：年末年始（12月29日～1月3日） 取扱事務：各種証明書の発行、収納事務、総合案内等		
7団体7事業への助成		
交付者数：539人 利用回数：延べ6,225回		
・目的 高齢者世帯等に対し、冬期間の灯油等暖房用燃料購入費の一部を助成することにより生活の安定と福祉の増進を図る ・助成の対象 平成19年度の市民税非課税世帯で次に該当するものの世帯 ①高齢者世帯 満70歳以上の者のみで構成される世帯等 ②児童扶養手当受給世帯 児童扶養手当を受給している者の属する世帯 ③障害者世帯 次に掲げる者の属する世帯 (ア)身体障害者手帳1級及び2級所持者 (イ)療育手帳A所持者 (ウ)精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④生活保護受給世帯 生活保護法第11条第1項の規定による保護受給世帯 ※次の世帯員が社会福祉施設入所等しているときは、助成対象外とする (ア)高齢者世帯、児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯→世帯全員 (イ)障害者世帯→「助成の対象」③(ア)～(ウ)までに掲げる者全員 ・助成の額 5,000円/世帯 ・助成の実績 (単位：世帯・千円)		
世帯区分		助成世帯 助成額
高齢者世帯		2,253 11,265千円
児童扶養手当受給世帯		267 1,335千円
障害者世帯	身障手帳1,2級所持者	374 1,870千円
	療育手帳A所持者	26 130千円
	精神障害者手帳1級所持者	11 55千円
生活保護受給世帯		571 2,855千円
計		3,502 17,510千円
旧能代市 (交付者数 1,245人 延べ利用回数 8,108回)		
旧二ツ井町 (交付者数 120人 延べ利用回数 358回)		
旧能代市 (新規設置台数 12台 19年度末設置者数 374人)		
旧二ツ井町 (新規設置台数 8台 19年度末設置者数 136人)		
ふれあいコール回数 16,147回		
旧能代市 (対象者数 1,334人 参加者数 241人)		
旧二ツ井町 (対象者数 2,987人 参加者数 1,160人)		
扶助費 5,821 乳幼児医療拡大分		
老人保健医療特別会計へ繰出		
秋田県後期高齢者医療広域連合負担金		